

<b>令和3年度 第4回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録</b>	
日 時	令和4年2月25日(金) 午後6時30分～8時30分
場 所	市役所本庁舎 5F 505 会議室
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、荻野委員、中澤委員、橋本委員、渋谷委員 仲田課長、横堀係長、向後主任、貫井主事
欠席者	
次 第	1 議題 (1) 前回からの継続検討項目について【資料 1,2-1～2-3】 (2) 今回の検討項目について【資料 3-1,3-2】 2 その他
議題	<p>(1) 前回からの継続検討項目について【資料 1,2-1～2-3】 制度案について、前回からの継続検討項目(性別要件、申請書様式、その他事項)を資料 1,2-1～2-3 に基づいて説明。</p> <p>&lt;資料 2-1: 宣誓書様式&gt; 【質問】&lt;委員&gt; 電子メールなどオンラインでの宣誓はできるのか。</p> <p>【事務局】 宣誓の際に戸籍などの個人情報も提出していただくため、電子メールでのオンライン申請はセキュリティ上の懸念があるため、窓口または郵送での申請としたい。オンライン申請に対応したシステムの導入は、現段階では予算等の側面から厳しいと考えている。</p> <p>(2) 今回の審議検討項目について【資料 3-1.3-2】 条例改正案について、資料 3-1. 3-2 に基づいて説明。</p> <p>&lt;資料 3-2: 条例の名称について&gt; 【意見①】&lt;委員&gt; 男性女性の中にもいろいろなセクシュアリティの方がいる。ジェンダー平等条例、性の平等条例はどうか。</p> <p>【意見②】&lt;委員&gt; 条例の目標の一つである「男女格差の解消」を考えると「男女」という表記を完全に無くすというのも悩ましい。</p> <p>【意見③】&lt;委員&gt; 男女の標記をなくすと、男女格差が解消したかのようにも見える。そういう意味で</p>

は案②はよいと思う。

**【意見④】<委員>**

案②について女性、男性、多様な性の順だと、多様な性がないがしろにされているようにも見えるので、2つの要素を並列にするような標記、例えば「日野市男女平等並びに多様な性の平等基本条例」はどうか。

<資料 3-2:前文について>

**【質問①】<委員>**

3 ページ第 2 条第 1 号で「男女平等」に多様な性の概念を追加して定義するが、その定義が前文にまで及ぶとすると、2 ページ 3 行目の「男女平等」の意味合いと異なる可能性があるが、この表現のままでもよいのか。

例えば、2 ページ3行目の「男女平等」を「男女の平等」などに変更してみてはどうか。

**【事務局】**

2 ページ 3 行目にある「男女平等」の表現を「男女の平等」に改めたいと思う。

**【質問②】<委員>**

2 ページ 11 行目の「性別」と記載されているのは、定義されている「性別等」とは異なるということでしょうか。

「性別等」にしてもよいのではないかと。

**【事務局】**

お見込みのとおり、「性別」と「性別等」は異なる。ここでいう「性別」とは、男女の別で、「性別等」は男女の別だけではない多様な性のあり方を言う。「性別等」については、3 ページ目で定義づけしている。2 ページ 11 行目は、男女の格差等男女間課題の説明になるため「性別」と表記し、14 行目の「また」以下から多様な性に関する課題の説明のため、「性別等」と記載している。

<資料 3-2:定義について>

**【意見】<委員>**

3 ページ第 2 条第 1 号にあるように、「男女平等」という語句をこのように定義するのは、条例改正の手法としては妥当だと思う。

<資料 3-2:基本理念について>

**【意見】<委員>**

5 ページ第 3 条 5 号にある「性自認又は性的指向」について、「又は」ではなく「や」に変えてはどうか。

<資料 3-2:第 7 条性別等による権利侵害の禁止等について>

【質問】<委員>

現在の条例の文言について、6 ページ 7 行目の第 7 条の第 3 項に「暴力を行使してはならない」という表現があるが、「暴力」の定義が法令上あるわけではないので、具体的に何を禁止しているのか曖昧だと思う。

【事務局】

もとの条例の表現なので、法務部門に確認しながら進めたい。

<資料 3-2:第 9 条第 3 号「男女間の均衡」という表現について>

【質問】<委員>

7 ページ第 9 条第 3 号に「男女間の均衡」とあるが、「男女」に限定しなくてもよいのではないか。例えば、「男女間の均衡」の表現を「男女およびあらゆる性別等の均衡」に変更してはどうか。

【事務局】

積極的是正措置という用語が、男女共同参画社会基本法第二条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義づけられているため「男女間の均衡」のまま変更しない案を提示した。

また、第 9 条第 3 号の条文を受けて、第 4 次日野市男女平等行動計画において、数値目標を定めているが、目標が達成されていないため、表現もここままとした。この点については次回の検討委員会までに再度案を作成し、提示したい。

<資料 3-2:第 9 条第 8 号「女性に対する」という表現について>

【質問】<委員>

「女性に対するあらゆる暴力の根絶」とあり、なぜ女性に限定している理由を説明して欲しい。

【事務局】

内閣府の主要な取り組みのひとつであり、この取り組みをうけて条例制定時に設けられた条文と思われる。勿論、今まで通り女性に限らず、DV 保護支援は行っていくが、これについてぜひご意見を伺いたい。

【意見①】<委員>

国の施策はそれとして、市は市の姿勢でよいと思う。男性被害者もいる。被害者が女性の方が多いいということだが、少数者を取り残さないためにも、限定しない方が

	<p>よいのではないか。</p> <p><b>【意見②】&lt;委員&gt;</b>  条例の目的である「男女格差の是正」という観点から変更しないというのも理解できる。</p> <p><b>【意見③】&lt;委員&gt;</b>  包括的な表現に変えるのはどうか。例えば、「女性を『はじめとする』あらゆる暴力の根絶」のように含みをもたせた文言に変えてはどうか。</p>
その他	<p>&lt;事務局より説明&gt;</p> <p>次回の検討委員会は令和4年令和 4 年 4 月～5 月初旬を予定しています。日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>